

船舶インシデント調査報告書

令和元年 11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成31年4月30日 14時40分ごろ
発生場所	滋賀県大津市雄琴港東方沖（琵琶湖南部） 雄琴四等三角点から真方位139°1,900m付近 （概位 北緯35°04.8′ 東経135°54.4′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	令和元年5月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、株式会社MLBC
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
インシデントの経過	本船は、操縦者ほか1人が乗り、漂流中に予備の燃料を継ぎ足した後、船外機の始動ができなくなり、付近を通りかかった警備艇にえい航救助され、船舶所有者に引き渡された。 船舶所有者の担当者は、本インシデント後、船外機が支障なく始動できた。
分析	本船は、漂流中に予備の燃料を継ぎ足した後、船外機の始動ができなくなり、運航が阻害されたものと推定されるが、操縦者から情報が得られなかったため、運航阻害に至った状況を明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が、漂流中に予備の燃料を継ぎ足した後、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと推定される。